



災害時における公共土木施設の被災状況把握に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と都市再生調査事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に際して、甲が乙に対し被災状況把握業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるに当たり、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む。）を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害の害状及び訓練の態様に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して資機材、労力等（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、早急に資機材等を調達し、可能な限りその要請に応じるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が提供した資機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、期間満了の3箇月前までに、甲乙から何らの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 岸本 聡子



乙 杉並区和田三丁目54番5号

都市再生調査事業協同組合

代表者 代表理事 西山 和輔

